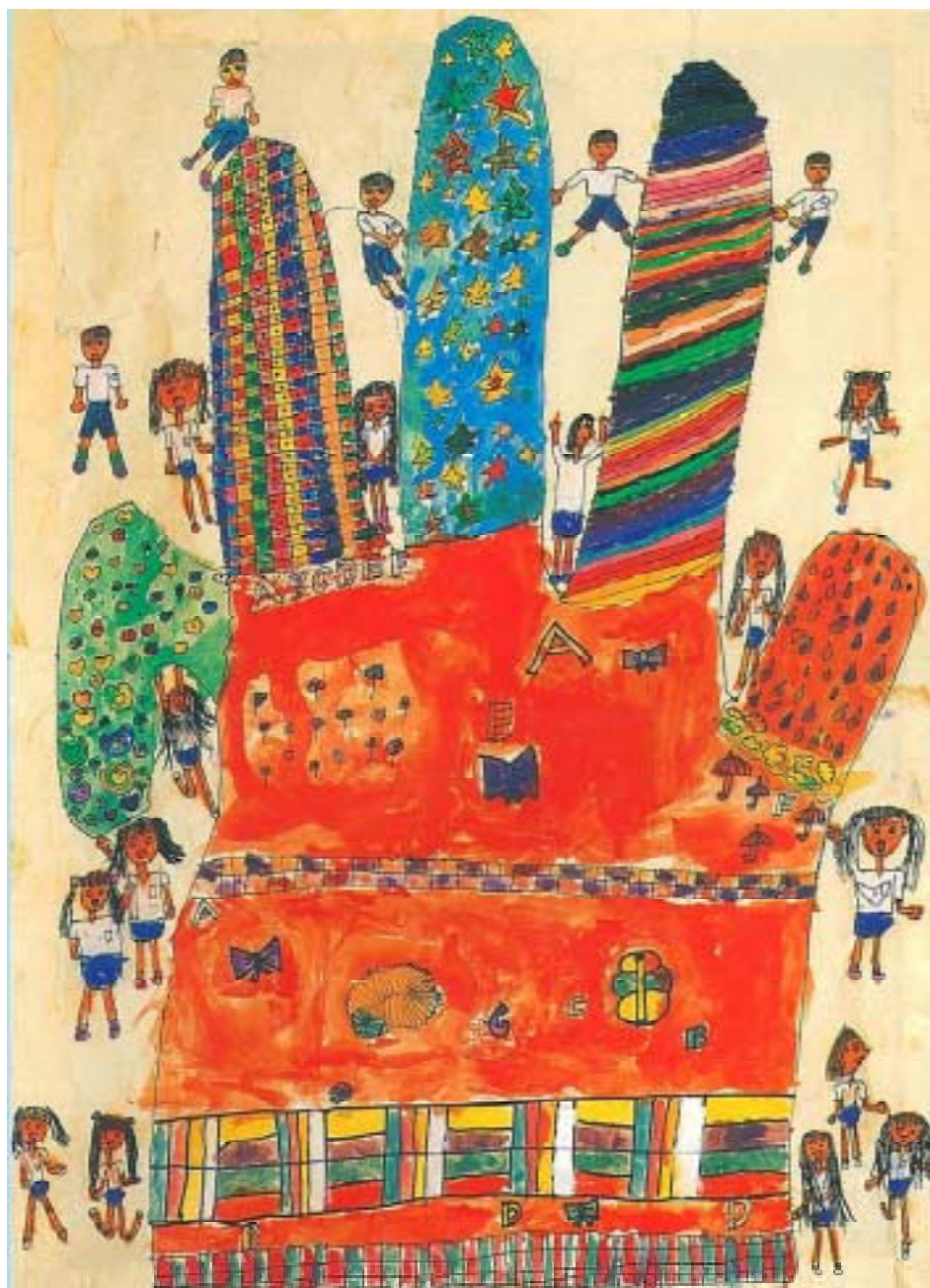


習志野市都市マスタープラン

～習志野市の都市計画に関する基本的な方針～



習志野市

※ 表紙絵の原案：大野 みゆきさん 市立鷺沼小2年
ならしの“こども美術館”第8号所収 H13. 2. 13発行

21世紀を迎えた今日、少子高齢化の一層の進行、情報化の進展、地球規模での環境問題に対する意識の高まり等、大きな社会経済情勢の変化の中で、本市は様々な課題への対応が求められています。

習志野市は、市制60周年を迎える2014年度（平成26年度）を展望し、目指すべき都市の姿を「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち）習志野」と定めた『習志野市基本構想』及び本市施策の体系を示す『習志野市基本計画』を策定し、その実現に向けて新たな取り組みを開始しました。



習志野市都市マスタープランは、『習志野市基本構想』に掲げる都市像の具現化に向けて、土地利用、都市基盤整備、市街地整備など、都市整備分野における基本的な方向性や方針について明らかにしたものです。

これからの都市づくりや街づくりは、地方の自己責任において、市民の皆様、企業や団体の皆様等と行政が、それぞれ役割を担い合い、手を携えながら進めていく新しいパートナーシップ、「協働型の街づくり」がより一層重要になってまいります。

今後、この都市マスタープランを、住宅地や地域商業地の整備・保全等、地域や地区における街づくりの指針として活用していただきたいと思いますと共に、皆様と「協働型の街づくり」に全力で取り組んで参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、習志野市都市マスタープランの策定にあたりまして、ハガキや電子メール、「まちづくり会議」等において、建設的なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力を賜りました関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成14年1月

習志野市長 荒木 勇

習志野市文教住宅都市憲章

(昭和45年3月30日議決)

改正 昭和60年3月28日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むための欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。

1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。

1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備に当たり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行わなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6カ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

目 次

第1章	都市マスタープランの性格	6
1-1	都市マスタープランとは	7
	1. 都市マスタープラン策定の目的	
	2. 都市マスタープランの役割	
	3. 都市マスタープランの位置づけ	
1-2	都市マスタープランの概要	9
	1. 都市マスタープランの目標年次	
	2. 都市マスタープランの構成	
第2章	習志野市の現況と課題	10
2-1	習志野市の現況	15
	1. 習志野市の概況	
	2. 人口・世帯数	
	3. 土地利用	
	4. 都市基盤	
2-2	習志野市を取り巻く背景	17
	1. 社会情勢の変化	
	2. ライフスタイルの変化	
	3. 広域的な都市動向	
2-3	21世紀の習志野市の都市課題	19
第3章	都市づくりの目標	21
3-1	都市づくりの目標	22
3-2	将来人口フレーム	26
3-3	将来都市構造	28
	1. 現況と課題	
	2. 将来都市構造の基本的な考え方	
	3. 将来都市構造	
第4章	部門別整備方針	37
4-1	土地利用方針	38
	1. 商業・業務地	
	2. 住宅地	
	3. 工業地	
	4. 公共公益ゾーン・文教ゾーン	
	5. 公園・緑地	
	6. 市街化調整区域	
4-2	道路・交通体系の整備方針	46
	1. 道路体系	
	2. 道路環境	
	3. 駅前広場	
	4. 公共交通機関	
	5. 自転車等駐車場	
	6. 自動車駐車場	
4-3	下水道整備方針	52
	1. 高瀬処理区	
	2. 津田沼処理区	
	3. 印旛処理区	
	4. 河川	
	5. 下水道整備に伴う情報化への対応	

4-4	緑と水の整備方針	56
	1. 都市公園	
	2. 都市公園以外の公園・緑地	
	3. 自然環境	
	4. 市街地内の緑	
4-5	住宅・住環境整備方針	61
	1. 住宅供給	
	2. 住環境	
4-6	都市防災に関する方針	64
	1. 震災対策	
	2. 水害対策	
4-7	都市景観形成の方針	68
	1. 自然的・歴史的景観	
	2. 人工景観	
第5章 地域別整備方針		72
	1. 地域の区分	
	2. 地域別整備方針の構成	
5-1	谷津・向山地域	76
	1. 地域の概要	
	2. 地域の主要課題	
	3. 地域整備の方向	
	4. 整備の方針	
5-2	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地域	82
	1. 地域の概要	
	2. 地域の主要課題	
	3. 地域整備の方向	
	4. 整備の方針	
5-3	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地域	88
	1. 地域の概要	
	2. 地域の主要課題	
	3. 地域整備の方向	
	4. 整備の方針	
5-4	実花・東習志野・実籾・新栄地域	94
	1. 地域の概要	
	2. 地域の主要課題	
	3. 地域整備の方向	
	4. 整備の方針	
5-5	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地域	100
	1. 地域の概要	
	2. 地域の主要課題	
	3. 地域整備の方向	
	4. 整備の方針	
第6章 都市マスタープランの実現に向けて		106
6-1	都市マスタープランの実現化	107
	1. 個別部門計画との連携	
	2. 都市づくりの継続と都市マスタープランの見直し	
	3. 都市計画の決定・変更	
	4. 街づくりのルールづくり	
6-2	協働型の街づくりの推進	108
	1. 街づくり意識の醸成	
	2. 地域の街づくりの推進	
	3. 街づくりへの支援	
用語集		110

[資料編]

1. 習志野市都市マスタープランの検討経緯	116
2. 習志野市都市マスタープランの広報活動の経緯	118
3. 習志野市都市マスタープラン検討協議会設置要綱	120
4. 習志野市都市マスタープラン検討協議会委員	121